

住民訴訟の経過について（報告）

呉市長が被控訴人となっている訴訟の判決の言渡しが平成 28 年 9 月 15 日に広島高等裁判所において行われ、控訴人の控訴は棄却されました。

1 事件の概要

控訴人は、呉市が訴外 A 氏に売却した呉市豊町久比字浜ノ崎 183 番 34 及び呉市豊町久比字浜ノ崎 183 番 35 の土地（以下「本件土地」といいます。）について、平成 25 年 10 月 4 日付けの最高裁判所の決定により確定した広島高等裁判所の判決において、呉市長が訴外 A 氏に対して本件土地の明渡しを請求しないことが違法であると確認されているにもかかわらず、呉市長が訴外 A 氏から本件土地の明渡しを受けていないことが違法であることの確認、呉市長が本件土地を訴外 A 氏が明け渡さないことに起因する賃料相当額の不当利得の返還又は損害賠償を訴外 A 氏に請求することなどを求めて訴えを提起し、平成 28 年 2 月 24 日に広島地方裁判所において呉市長勝訴の判決の言渡しが行われましたが、控訴人はこの判決を不服として控訴し、1 回の期日を経て、判決の言渡しが行われました。

(1) 事件番号等 平成 28 年（行コ）第 11 号財産の管理を怠る事実の違法確認等請求控訴事件

(2) 管轄裁判所 広島高等裁判所

(3) 控訴年月日 平成 28 年 3 月 2 日

(4) 控 訴 人 山下 幸雄（呉市豊町久比 1349 番地）

2 判決主文

(1) 本件控訴を棄却する。

(2) 原判決別紙却下目録を本判決別紙却下目録のとおり更正する。

(3) 控訴費用は、控訴人の負担とする。

3 判決の要旨

広島高等裁判所は、控訴人の各請求について次のように判断しました。

(1) 「呉市長は、呉市が売却した本件土地の売買代金について明らかにせよとの請求」に係る訴えなど 住民訴訟において請求できないものについては、不適法である。

(2) 「呉市長が、広島高等裁判所平成 24 年（行コ）第 11 号事件の判決（呉市長が訴外 A 氏に対し、本件土地の明渡しを請求しないことが違法であることを確認する。）に従った履行をしないことが違法であることを確認する旨の請求」に係る訴え 呉市が、訴外 A 氏に対し、本件土地の明渡しを求める調停を申し立て、それらの不法占有の状態を解消する内容の調停を成立させ、双方で調停条項を履行しており、これは不法占有という違法状態を適切に解消させたというべきであるから、財産の管理を怠る事実

はなく不適法である。

(3) 「呉市長は、訴外A氏に対し、平成22年6月1日又は平成26年4月1日から本件土地の明渡済みまで1か月15万円の割合による金員の支払を請求せよとの請求」に係る訴えのうち

ア 訴外A氏が呉市と訴外A氏との間で成立した調停条項（以下「本件調停条項」という。）に基づき呉市に支払った本件土地の使用料相当額の金員を訴外A氏に対し支払を求める旨の請求に係る部分 訴えの利益を欠くので、不適法である。

イ ア以外の部分 呉市と訴外A氏は、「呉市と訴外A氏には本件調停条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する旨の清算条項を含む調停」を成立させている。同調停を違法と断すべき事情は認められないから、呉市は訴外A氏に対し、本件調停条項に基づく本件土地の使用料相当額（訴外A氏が呉市に支払った額）の金員の支払請求権の範囲を超える本件土地の使用料相当額の支払請求権を有していないから理由がない。

よって、控訴人の請求を却下し、又は棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却する。

4 今後の対応

控訴人は、この判決を不服として平成28年9月27日に上告及び上告受理の申立てをいたしましたので、これに応訴します。